現　場　説　明　書

工　事　名　　国立青少年教育振興機構

国立夜須高原青少年自然の家　機械設備改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課			
課　長	課長補佐	施設管理課	担　当

１ 工事名　　国立青少年教育振興機構　国立夜須高原青少年自然の家　機械設備改修工事

２ 工事場所　福岡県朝倉郡筑前町三箇山１１０３（国立夜須高原青少年自然の家構内）

３ 完成期限　令和８年３月３１日（火曜日）

４ 一般事項

現場説明書の適用方法

⑴ ・印で始まる事項については、〇印を付した事項のみ適用する。

⑵ 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。

⑶ ═══印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

５ 施工に関する事項

⑴ 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

⑵ 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、監督職員の指示により行うこと。

④ 監督職員事務所

・設ける（　　号）　〇設けない

号	1	2	3	4	5	6
規 模（㎡）	１０内外	２０内外	３５内外	６５内外	１００内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

⑦ その他

ａ）工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。

ｂ）既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。

ｃ）撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。

ｄ）工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。

② 工事用電力

・電力会社と協議の上引き込む　　⊙構内より分岐できる

③ 工事用電話

・構外より引込む。　　⊙携帯電話にて対応する

④ 工事用給水

・構外より引込む。　⊙構内より分岐できる。　・さく井する。　・

⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置~~は別図により~~、排水は~~別図又は~~監督職員の指示による。

⑥工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。

⑦ その他

工事用電力、工事用給水を構内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立夜須高原青少年交流の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区　　分	大　き　さ	種　　類	組
~~敷地状況写真~~	~~サービス判~~	~~カ　ラ　ー~~	~~1組~~
工　事　写　真	サービス判	カ　ラ　ー	1組
~~完　成　写　真~~	~~サービス判~~	~~カ　ラ　ー~~	~~1組~~

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のＡ３版２つ折り仮製本を３部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵３本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、~~キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて~~提出すること。

６ 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

①基準第３の規定による、

工事費内訳明細書
- ⊙　提出する。
- ・　提出しない。

工　　程　　表 ⊙　提出する。
・　提出しない。

② ~~基準第25第1項の規定により請負代金額の変更を請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。~~

③ ~~基準第25第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~

④ 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

⑤ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

(2) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。

① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書

ア　保管金領収証書は、　三菱ＵＦＪ銀行渋谷支店　に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。

イ　保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　出納責任者　山口　圭吾**と記載するように申し込むこと。

ウ　請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

エ　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ　受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。

②　契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前
の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書

ア 政府保管有価証券払込済通知書は、　三菱ＵＦＪ銀行渋谷支店　に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。

イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　出納責任者　山口　圭吾**と記載するように申し込むこと。

ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとすること。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとすること。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の

取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　古川　和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　古川　和**と記載するように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

カ 保険期間は、工期を含むものとすること。

キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構　理事長　古川　和**と記載するように申し込むこと。

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

オ 保証期間は、工期を含むものとすること。

カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(4) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」(昭和52年4月26日中央建設業審議会決定)に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」(平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課)により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第９第２項第１号から第３号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金~~及び中間前払金~~を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から２回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前金払を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、組立保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

~~ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること~~。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア） 対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ） 対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ） 発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ） 分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

~~イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては，工事請負契約締結後原則40日以内）に，発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

~~① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつま~~

~~でに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~

~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~

~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。

② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。

ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ 工事現場において作業等が行われていない期間。

② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。

③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

(8) 建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

本工事は、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。

~~① 本工事において、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特定監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。~~

~~ア 建設業法第26条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。~~

~~イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定品目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。~~

~~ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。~~

~~エ 同一の特定監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される~~

~~場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）~~

~~オ　特例監理技術者が兼務できる工事は○○地域内（例：○○市、○○市及び○○町）の工事でなければならない。~~

~~カ　特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。~~

~~キ　特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。~~

~~ク　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。~~

~~②　本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。~~

~~③　本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。~~

~~(9) 特別重点調査を受けた者との契約について~~

~~「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。~~

(10) 引渡し後点検について

受注者は、完成引渡し後１年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。

(11) 設計図書の取扱い

本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。

① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。

② 目的以外の使用は禁止とすること。

③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。

(12) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

①　必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2. 」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

②　デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真

撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2. 」による。

なお、対象工事において、「小黒板情報電子化」と「小黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_degital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

国立青少年教育振興機構
国立夜須高原青少年自然の家　機械設備改修工事

図面リスト

図面	図面名称	図面	図面名称	図面	図面名称
M-00	表紙・図面リスト	M-18	Aロッジ　空調設備　新設　平面図	M-36	Aロッジ　衛生設備　新設･撤去　1階　女子便所詳細図
M-01	機械設備工事特記仕様書	M-19	Aロッジ　空調設備　撤去　平面図	M-37	Bロッジ　衛生設備　新設･撤去　1階　男子便所詳細図
M-02	案内図・配置図	M-20	Aロッジ　計装設備　新設　平面図	M-38	Bロッジ　衛生設備　新設･撤去　1階　女子便所詳細図
M-03	本館　空調設備　新設　機器表	M-21	Bロッジ　空調設備　新設　平面図	M-39	自然環境教育棟 衛生設備 新設･撤去 2階 便所(2)詳細図
M-04	本館　空調設備　新設　1、2階平面図	M-22	Bロッジ　空調設備　撤去　平面図	M-40	自然環境教育棟 衛生設備 新設･撤去 2階 便所(1)詳細図
M-05	本館　空調設備　新設　3階平面図	M-23	Bロッジ　計装設備　新設　平面図	M-41	多目的研修棟 衛生設備 新設･撤去 1階 便所詳細図
M-06	本館　空調設備　新設　4階平面図	M-24	本館　換気設備　2階　発電機室平面詳細図	M-42	多目的研修棟 衛生設備 新設･撤去 2階 便所詳細図
M-07	本館　空調設備　撤去　1、2階平面図	M-25	本館　衛生設備　新設･撤去　1階　便所詳細図	M-43	本館　給湯設備　新設　ボイラー室平面図
M-08	本館　空調設備　撤去　3階平面図	M-26	本館　衛生設備　新設･撤去　2階　便所詳細図（1）	M-44	本館　給湯設備　新設　ボイラー室機器詳細図
M-09	本館　空調設備　撤去　4階平面図	M-27	本館　衛生設備　新設･撤去　2階　便所詳細図（2）	M-45	本館　給湯設備　撤去　ボイラー室平面図
M-10	本館　計装設備　新設　1、2階平面図	M-28	本館　衛生設備　新設･撤去　3階　便所詳細図		
M-11	本館　計装設備　新設　3階平面図	M-29	管理研修棟　衛生設備　新設･撤去　1階　便所詳細図		
M-12	本館　計装設備　新設　4階平面図	M-30	管理研修棟　衛生設備　新設･撤去　2階　便所詳細図（1）		
M-13	管理研修棟　空調設備　新設　平面図	M-31	管理研修棟　衛生設備　新設･撤去　2階　便所詳細図（2）		
M-14	管理研修棟　計装設備　新設　平面図	M-32	宿泊棟A　衛生設備　新設･撤去　1階　便所詳細図		
M-15	宿泊棟A　空調設備　新設　平面図	M-33	宿泊棟A　衛生設備　新設･撤去　2階　便所詳細図		
M-16	宿泊棟A　空調設備　撤去　平面図	M-34	宿泊棟A　衛生設備　新設･撤去　3階　便所詳細図		
M-17	宿泊棟A　計装設備　新設　平面図	M-35	Aロッジ　衛生設備　新設･撤去　1階　男子便所詳細図		

令和 7 年度

発注：独立行政法人 国立青少年教育振興機構

受注：株式会社　ＹＳアーキテクツ

特記事項及び凡例	▭…本工事範囲の図面を示す	事業所名 株式会社　ＹＳアーキテクツ 一級建築士事務所　福岡県知事登録　第1-6069号 一級建築士登録　第324523号　稗田　玲	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 / 施設管理課 / 担当	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立夜須高原青少年自然の家　機械設備改修工事	
				図面名称 表紙・図面リスト	縮尺 A1: NS A3: NS / 図面番号 M-00

国立夜須高原青少年自然の家　機械設備改修工事 特記仕様書（機械設備）

Ⅰ　工事概要

1．工事場所　福岡県朝倉郡筑前町三箇山１１０３

2．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準報による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	施設の区分	備考

3．工事種目（●印の付いたものを適用する）

工事科目 ＼ 建物別及び屋外	工事種目					
	本館	管理研修棟	宿泊棟A	ロッジA	ロッジB	2棟
●空気調和設備	改修一式	改修一式	改修一式	改修一式	改修一式	
●換気設備	改修一式	改修一式	改修一式	改修一式	改修一式	
○排煙設備						
○自動制御設備						
○衛生器具設備	改修一式	改修一式	改修一式	改修一式	改修一式	改修一式
○給水設備	改修一式	改修一式	改修一式	改修一式	改修一式	改修一式
○排水設備	改修一式	改修一式	改修一式	改修一式	改修一式	改修一式
○給湯設備	改修一式					
○消火設備						
○ガス設備						
○雨水利用設備						
●撤去工事	改修一式	改修一式	改修一式	改修一式	改修一式	改修一式
○						

4．指定部分　●無　　○有

5．設備概要（●印の付いたものを適用する）

方針及び種別	設備概要
空調方式 主要熱源機器	●空冷ヒートポンプエアコン ●ルームエアコン
自動制御方式	○電気式　　○電子式　　○デジタル式
給水方式	○タンク方式　（ ○高置タンク方式　　○ポンプ直送方式 ） ○直結方式　　（ ○水道直結方式　　○水道直結増圧方式 ）
排水方式	建物内の汚水と雑排水（ ○合流式（　　系統 ）　○分流式 ） ポンプ排水　○有　（ ○汚物　○雑排水　○湧水 ）○無 排水槽　○有　（ 計画容量:汚水槽　　㎥、雑排水槽　　㎥ ）○無 建物外放流先 (1)汚　水　○直放流下水管　○浄化槽 (2)雑排水　○直放流下水管　○浄化槽
消火設備の種類	○屋内消火栓設備　○スプリンクラー設備　○泡消火設備 ○連結散水設備　○連結送水管　○不活性ガス消火設備（ ○　　）
ガスの種類	○都市ガス（ 種別：00A，高位発熱量：000,000MJ/Nm³，低位発熱量：000,000MJ/Nm³ 供給圧力：000Pa，供給事業者名：○○ガス㈱ ） ○液化石油ガス

※改修の場合は既存概要を示す

Ⅱ　工事仕様

1．共通仕様

1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記標準仕様書等のうち、●印の付いたものを適用する。
- ●公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）（以下「標準仕様書」という。）
- ●公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和４年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
- ●公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和４年版）（以下「標準図」という。）

2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の特記仕様書は（　/　）図、建築工事の特記仕様書は（　/　）図による。

2．特記仕様

章、項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。

章	項目	特記事項
●一般共通事項	●環境への配慮	（１）本工事において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和５年１２月閣議決定）」による特定調達品目の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努める。ただし、公共工事分野の特定調達品の機材を使用する場合は、判断の基準を満たすものとする。 （２）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑性（フタル酸ジ−n−ブチル及びフタル酸ジ−2−エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	●機材の品質等	（１）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （２）別表−Ⅰに機材等名が記載された製造業者等は次の①から⑥すべて事項を満たす証明となる資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。ただし、次の①から⑥全ての事項を評価されたことを示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。

章	項目	特記事項
●一般共通事項	●監督職員事務所	●設けない ○設ける　○既存の建物内の一部を使用する　○構内に設置する（○10　○20）㎡ 程度
	●工事用仮設物	構内につくることが（ ●できる　　○できない ）
	●施工調査	事前調査　●要　　○不要 調査内容 調査項目　●既存資料調査 ○ 調査範囲　○図示　　○ 調査方法　○図示　　○ はつり、穴開け及び穿孔を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行い監督職員に報告する。ただし、走査式埋設物調査で埋設物の調査ができない場合は、監督職員との協議による。 （令和5年10月1日施工　石綿障害予防規則による） ○石綿事前調査（貸与資料○有　○無）
	●足場その他	●別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ○本工事で設置する。（　　） ○ 内部足場（ ○ 種，○ 種 ）　○外部足場（ ○ 種，○ 種 ） ○建築工事　　○電気設備工事　で設置する。
	○埋戻し・盛土	○根切り土の中の良質土（ただし、コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ○山砂の類
	○建設発生土の処理	○構外指示の場所 受け入れ施設　（　　） 受け入れ場所　（　　） 受け入れ場所での処置　（○敷きならし　○たい積 ） 搬出距離　（　　）km 処分費　　○有償　　○無償 上記に示す受け入れ施設等は参考であり、実施にあたっては監督職員と協議のうえ決定する。 ○構内指示の場所 処理の場所　○図示　　○（　　） 処理の方法　（○敷きならし　○たい積 ）
	●機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集（令和４年版）によるほか、監督職員の指示による。
	●総合試運転調整	●本工事　　○別途 調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。） ●風量調整　○水量調整　●室内外空気の温湿度の測定 ○室内気流及びじんあいの測定　○騒音の測定 ○飲料水の水質の測定 ○雑用水の水質の測定
	●電動機	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
	●電源周波数	60Hz
	○容量等の表示	（１）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 （２）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。
	○耐震施工	設備機器の固定は、施設の分類に応じて次による。 （１）設計用水平地震力 機器の重量[kN]（水槽類は満水時の液体重量を含む設備機器総重量）に、地域係数及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度

	機器種別	○特定の施設		○一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階及び１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは、地階を除く２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階とする。
・中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの。
・水槽類にはオイルタンクを含む
・重要機器は次のものを示す。
○空調機器（　　）
○熱源機器（　　）
○換気機器（　　）
○給水機器（　　）
○排水機器（　　）
○防災設備（　　）
○監視制御設備（　　）
○危険物貯蔵装置（　　）
○火を使用する設備（　　）
○避難経路上に設置する機器（　　）
（２）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の１／２とする。

章	項目	特記事項
	○火災時停止機器	火災時に停止する機器は次のものを示す。 ○空調機器（　　） ○換気機器（　　） ○　　（　　）
	○地中埋設標等	（１）地中埋設標　　○要（図示による） （２）埋設表示テープ　○要（排水管を除く）
	○配管	（１）ステンレス鋼管の接合は、下記による。 呼び径 60Su 以下（○SAS322を満足した継手　○継手の種類：　　） （２）溶接部の非破壊検査　○要（検査の種類：　　抜取率　　%）
	○絶縁継手	図示の位置に取り付ける。
	○試験	既設配管を含む部分の試験 ○不要　　○要（方法及び圧力：　　）
	○保温	○多湿箇所は下記による。 ○浴室（ユニットは除く）　○脱衣室　○厨房（天井内は除く）　○ ○共同清内の保温種別は、標準仕様書第２編の施工箇所（　　）とする。
	○塗装	下記の配管、ダクト等は、塗装を行う。 ○屋外露出（　　） ○屋内露出（　　）
	○非破壊検査	放射線透過試験等による埋設物の調査を行う。 範囲は監督職員の指示による。なお、検査費は別途とする。
	●天井仕上区分	（　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
	●他工事又は他工種取り合い	図面に特記なき場合は、工事区分表による。 ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。

章	項目	特記事項
●一般共通事項	●電線類	電線及びケーブルの規格は、標準仕様書第４編１．５．１　表４．１．１１による。
	○室内空気中の化学物質の濃度測定	測定対象室及び箇所数は次による。 測定対象室　箇所数 [illegible]
●空気調和設備	●設計温湿度	外気：夏季 ℃ %、冬季 ℃ % 屋内（調整目標）一般系統：夏季 28℃ 45%、冬季 19℃ 40% 屋内（調整目標）固別系統（目標値）：夏季 ℃ %、冬季 ℃ % （温度(DB)・湿度(RH)）
	○鋼板製煙道	（１）ばいじん量測定口、伸縮継手及び掃除口の位置は図示による。 （２）鋼板厚（　○3.2mm　　○4.5mm　）
	○ダクト	○低圧ダクト（　○コーナーボルト工法（長辺の長さが 1,500mm 以下の部分） ○アングルフランジ工法　）とする。 ○スパイラルダクト ○高圧1ダクトとする。（適用範囲は図示による）
	○チャンバー	（２）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
	○ダンパー	（１）防煙ダンパー　　復帰方式　遠隔復帰式（定格入力は DC24V 以下とする） （２）ピストンダンパー　復帰方式　遠隔復帰式
	●配管材料	（１）冷温水管　　○ （２）冷却水管　　○ （３）膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管　　○ （４）空調用排水管　　○硬質ポリ塩化ビニル管　●保温材付硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管 （５）冷媒管　　●断熱材被覆銅管（冷媒用）
	●弁類	●図面に特記の無き場合の呼び圧力は、JIS又はJV規格の5Kとする。 ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。
	●保温及び消音内貼	○還りダクト（保温の厚さ 25mm、範囲は図示による） ○外気取り入れ用ダクト（保温の厚さ 25mm、範囲は図示による） ○膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 ○建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の温水管の項による。 （エア抜き弁以降の配管は除く。） ○暗渠内（ピット内を含む）の空調用排水管 ●冷媒管の保温外装は次による。 屋内露出箇所（　●樹脂製化粧ﾊﾟ−　　） 屋外露出箇所（　●ステンレスラッキング　　）
○換気設備	○ダクト	●低圧ダクト（　●コーナーボルト工法（長辺の長さが 1,500mm 以下の部分） ○アングルフランジ工法　）とする。 ○スパイラルダクト ○高圧1ダクトとする。（適用範囲は図示による） ○厨房系統の排気ダクトの材質は（○亜鉛鉄板　○ステンレス鋼板）製、板厚はダクトの長辺（○450以下は　0.6mm、○451～1,200は　0.8mm）以上とし、アングルフランジ工法とする。
	○ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
	○シールする排気ダクトの系統	○厨房系統　○浴室系統（シャワー室、脱衣室を含む） ○
	○チャンバー	空気調和設備の当該項目による。
	○保温	○全熱交換ユニット用の外気取入れ用ダクト（保温の厚さ 25mm、範囲は図示による） ○多湿箇所のダクトの保温　（保温の厚さ 50mm、範囲は図示による） ○（○厨房　○給湯室）の隠ぺい箇所の排気用ダクトの保温の仕様は、h・（イ）・Ⅸとし、範囲は図示による。
○排煙設備	○ダクト	○亜鉛鉄板　　○鋼板（ 厚1.6mm ）
	○排煙口の形式	図示による。
	○排煙口開放及び復帰方式	○電気式（遠隔操作　　○要　　○不要） 排煙口から手動開放装置への配線は、標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１による 耐熱・耐火ケーブルとする。
	○排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書　２０１６年版（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
○自動制御設備	○中央監視制御装置	○有り（○新設　　○既設）　○無し
	○電気計装用配線	電線及びｹｰﾌﾞﾙは標準仕様書題第４編１．５．１による。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。 天井内隠ぺいのケーブルは、図面に特記がなければこうがし配線とする。
○衛生器具設備	○自動洗浄装置及びその組み込み小便器	○個別感知フラッシュ方式（○ＡＣ電源　○自己発電）
	○自動水栓の電源種別	○ＡＣ電源　　○自己発電
	○衛生器具ユニット	ユニットの配管材料は図示による。
○給水設備	○配管材料	（１）量水器までの給水引込管（水道直結配管）は水道事業者の指定による。 給水引込管　○ （２）地中配管　○ （３）一般配管　○硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(VA)
	○量水器	○親メーター（貸与品）（ ○直読式　　○パルス式 ） ○子メーター（買取り）（ ○直読式　　○パルス式 ）
	○量水器桝	○水道事業者指定品（ ○貸与品　○買取り ）○標準図ＭＣ形
	○弁類	○図面に特記なき場合の呼び圧力は、JIS 又は JV規格の5K とする。 ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○水道直結部分の呼び圧力は、JIS 又は JV規格の10K とする。
	○管の地中埋設深さ	埋設深さ（管の上端深さ）は原則として、車両通行部分（ ○600mm　　○　　） その他の部分は、（ ○300mm　　○　　）以上とする。
	○建物導入部配管	○建築物導入部の変位吸収方法は、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）による。 （ ○（ａ）　○（ｂ）　○（ｃ））
	○引込納付金等	○図示による。 ○本工事　　○別途
○排水設備	○配管材料	（１）屋内　汚水管　　○ 雑排水管(合流)　○ 雑排水管(給湯室系統)　○ 通気管　○ ポンプアップ管　○ （２）屋外　第一桝まで　○ 桝間　○
	○台所流し等の排水管	洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。 台所流し等の床上露出の部分の配管は、リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）としてもよい。 大便器、小便器、洗面器及び掃除流しの接続管はリサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管（RF-VP）とする。
	○満水試験継手	取り付け位置は図示による。
	○放流納付金等	○本工事　　○別途
○給湯設備	○配管材料	（１）給湯管　○ （２）膨張管　○
	○弁類	○図面に特記なき場合の呼び圧力は、JIS 又は JV 5K とする。 ○ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。
	○保温	給湯器の給排気筒（二重管）の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第２編３．１．５表２．３．５ｈ・（イ）・Ⅸとし、範囲は図示による。
○消火設備	○配管材料	（１）屋内消火栓　　一般配管　○ 地中配管　○ （２）連結送水管　　一般配管　○ 地中配管　○ （３）　　一般配管　○　　地中配管　○
	○建物導入部配管	○建築物導入部の変位吸収方法は、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）による。 （ ○（ａ）　○（ｂ）　○（ｃ））
	○保温	○図示による。 屋外露出配管は標準仕様書第２編３．１．５表２．３．５のｅ２・（ハ）・Ⅷによる。
	○不活性ガス消火設備	別図による。
	○泡消火設備	別図による。
○ガス設備	○配管材料	○都市ガス　　一般ガス導管事業者の供給規定による。
	○メーター	○親メーター（貸与品）（ ○直読式　　○パルス式 ） ○子メーター（買取り）（ ○直読式　　○パルス式 ）
	○引込負担金等	○要（ ○本工事　○別途 ）　○不要
○雨水利用設備	○システム構成その他	別図による。
	○配管材料	（１）一般配管　○ （２）集水管　○
	○量水器	○遠隔表示式（パルス式）　　○現地表示式（直読式）
	○弁類	○図面に特記なき場合の呼び圧力、JIS又はJV　5Kとする。
●撤去工事	●保温材	保温材は、配管・ダクト等より分離する。
	○支持金物等	ダクト・配管等の支持金物及び吊り金物は本工事にて撤去する。
	○石綿含有品	石綿含有分析調査　　○本工事　　○別途 撤去方法　　○図示による　○
	●発生材の処理	●金属類（ ●機器類　　○ダクト　　●配管　　●その他の金属 ）の処理は （ ○発注者に引き渡し　　●構外搬出適切処理 ）とする。 ○特別管理産業廃棄物（ ○　　○　　）の処理は （ ○別途　　○構外搬出適切処理 ）とする。 ○石綿含有産業廃棄物（ ○配管用成形保温材　　○フランジ用ガスケット ）の処理は （ ○別途　　○構外搬出適切処理 ）とする。 ○ＲＣＦ含有品の処理は（ ○別途　　○構外搬出適切処理 ）とする。 ○水銀含有品の処理は（ ○別途　　○構外搬出適切処理 ）とする。 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設ﾘｻｲｸﾙ法」という。）施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設ﾘｻｲｸﾙ法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずる。 また、建設ﾘｻｲｸﾙ法施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事に該当しない場合についても分別解体等及び特定建設資材の再資源化については適切な措置を講ずる。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 特定建設資材 廃棄物の種類 ／ 再資源化等をする施設の名称 ／ 所在地 ○ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 ○ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊 ○建設発生木材 ○ ○上記以外のもの（ ○　　○　　）の処理は （ ○別途　　○構外搬出適切処理 ）とする。 廃棄物の種類 ／ 施設名称 ／ 所在地 ○廃プラスチック類 ○ガラスくず、陶磁器くず ○非飛散性アスベスト含有建材 ○
	○冷媒（フロン類）の回収	●本工事　　○別途 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第３編２．４．３により、次の書類を監督職員に提出する。 ●フロン回収行程管理票の写し ○特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

特記事項及び凡例	事業所名	独立行政法人国立青少年教育振興機構	工事名称
	株式会社　ＹＳアーキテクツ 一級建築士事務所　福岡県知事登録　第1−6069号 一級建築士登録　第324523号　稗田　玲	施設管理課長 ／ 施設管理課 ／ 担当	国立青少年教育振興機構 国立夜須高原青少年自然の家　機械設備改修工事
			図面名称：機械設備工事特記仕様書 ／ 縮尺：A1:NS　A3:NS ／ 図面番号：M-01

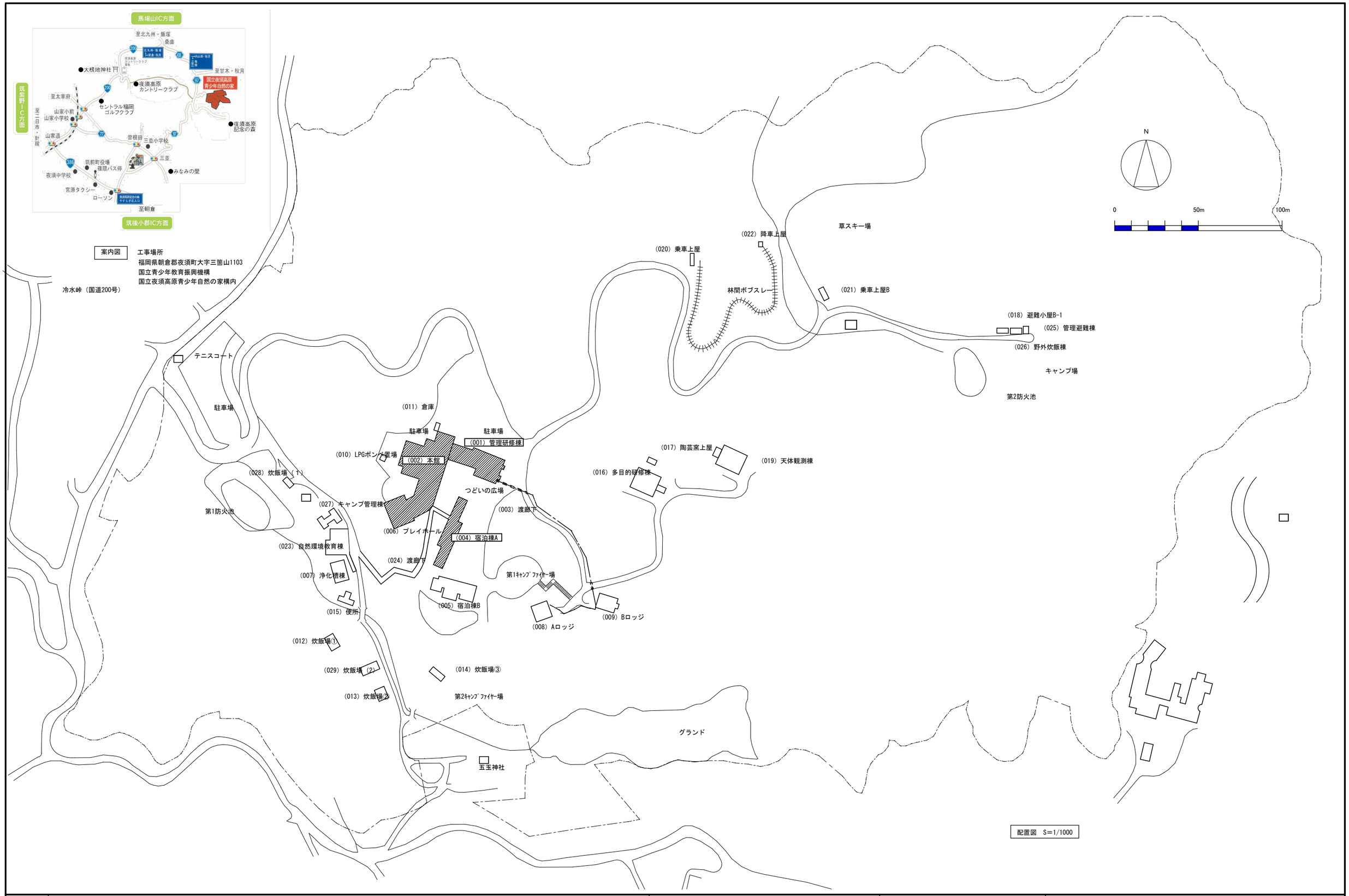

特記事項及び凡例	
	▨…本工事範囲を示す
	※　本館についてはボイラー室が対象

事業所名
株式会社　ＹＳアーキテクツ
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第1-6069号
一級建築士登録　第324523号　榊田　玲

独立行政法人国立青少年教育振興機構		
施設管理課長	施設管理課	担　当

工事名称
国立青少年教育振興機構
国立夜須高原青少年自然の家　機械設備改修工事

図面名称
工事概要・案内図・配置図

縮尺
A1:1/1000
A3:1/2000

図面番号
M-02

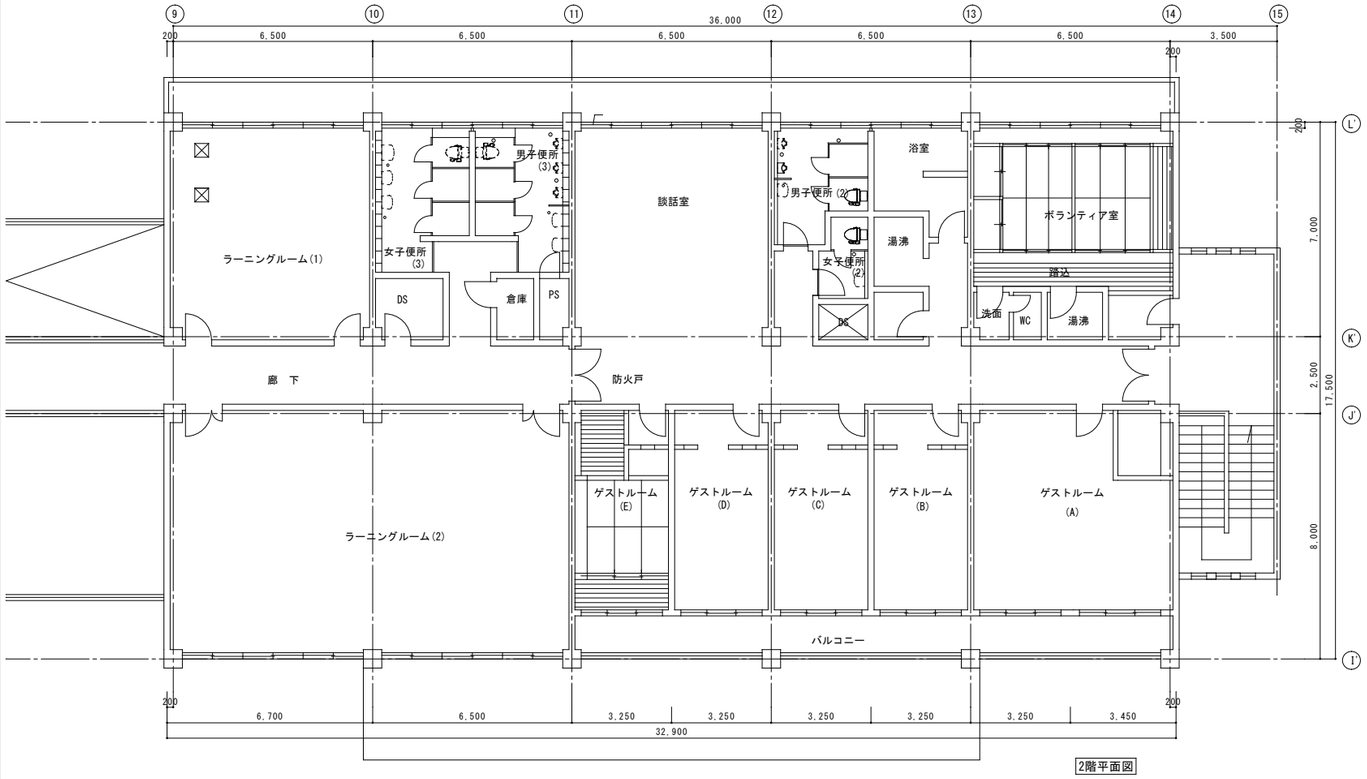

2階平面図

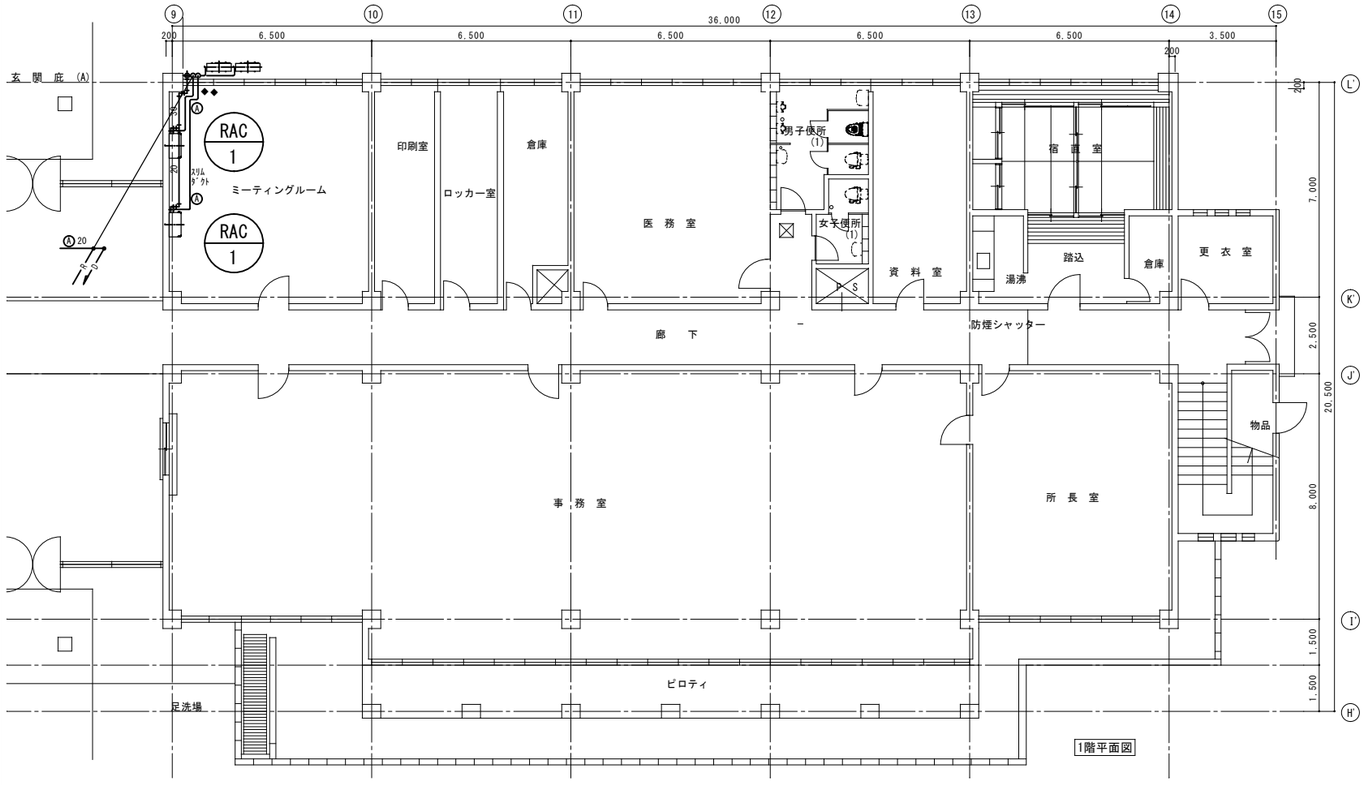

1階平面図

機器表（新設）

記号	名称	仕様	冷媒管サイズ 室外機	冷媒管サイズ 室内機	電気容量 φ	電気容量 V	電気容量 KW	台数	設置場所
ACP-1	ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機	型　式：壁掛形	6.4/12.7	6.4/12.7	1	200	1.52	1	1階：所長室
		冷房能力：5.0 kW							
		暖房能力：5.6 kW							
		付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ、基礎ﾌﾞﾛｯｸ、転倒防止金具、その他付属品一式							
ACP-2	ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機	型　式：天吊形	9.5/15.9	9.5/15.9	1	200	2.37	4	1階：事務室
		冷房能力：7.1 kW							
		暖房能力：8.0 kW							
		付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ、基礎ﾌﾞﾛｯｸ、転倒防止金具、その他付属品一式							
ACP-3	ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機	型　式：壁掛形	6.4/12.7	6.4/12.7	1	200	1.20	6	2階：ｹﾞｽﾄﾙｰﾑ
		冷房能力：4.0 kW							2階：ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ室
		暖房能力：4.5 kW							
		付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ、基礎ﾌﾞﾛｯｸ、転倒防止金具、その他付属品一式							
ACP-4	ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機	型　式：天井ｶｾｯﾄ4方向形	9.5/15.9	9.5/15.9	1	200	2.10	2	2階：談話室
		冷房能力：7.1 kW							
		暖房能力：8.0 kW							
		付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ、基礎ﾌﾞﾛｯｸ、転倒防止金具、その他付属品一式							
ACP-5	ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機	型　式：壁掛形	9.5/15.9	9.5/15.9	1	200	2.49	3	2階：ﾗｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑ(2)室外機ﾌﾞﾗｹｯﾄ
		冷房能力：7.1 kW							2階：ﾗｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑ(1)
		暖房能力：8.0 kW							2階：ｹﾞｽﾄﾙｰﾑ(A)
		付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ、基礎ﾌﾞﾛｯｸ、転倒防止金具、その他付属品一式							
RAC-1	ルームエアコン	型　式：壁掛形	6.4/9.5	6.4/9.5	1	100	0.50	2	1階：ﾐｰﾃｨﾝｸﾞﾙｰﾑ
		冷房能力：2.5 kW							
		暖房能力：2.8 kW							
		付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ、基礎ﾌﾞﾛｯｸ、転倒防止金具、その他付属品一式							
RAC-2	ルームエアコン	型　式：壁掛形	6.4/9.5	6.4/9.5	1	100	0.43	2	1階：宿直室
		冷房能力：2.2 kW							
		暖房能力：2.5 kW							
		付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ、基礎ﾌﾞﾛｯｸ、転倒防止金具、その他付属品一式							
	集中リモコン	制御系統：管理研修棟(ﾙｰﾑｴｱｺﾝ6系統,店舗用18系統)+本館(店舗用4系統)						2	

1. 冷房能力及び暖房能力は、JIS B 8616による。
2. 冷房能力及び暖房能力は定格値とする。
3. 冷媒はオゾン層破壊係数 0 のものとする。
4. 屋内機、屋外機間の電気配線（アース共）は図示とする。
5. 配管流用機の冷媒配管口径は図面参照とする。
6. 新規設置機器の冷媒配管口径は製造者の標準とする。
7. 屋内機の基礎は（●標準基礎　○防振基礎）とする。
8. 屋外機の基礎は（●標準基礎　○防振基礎）とする。
9. JRA9002による屋外機の塩害対策は（○要（ ○耐塩害仕様　○耐重塩害仕様）●不要）とする。
10. グリーン購入法の特定調達品目の区分に該当する機種は、判断基準等を満たすものとする。
11. 空気調和機は全て管理研修棟事務室に設置の集中管理ﾘﾓｺﾝにより制御を行う。
12. 集中管理に必要な附属品は製造者の標準仕様とする。

冷媒管仕様

Ⓐ	φ 6.4 － 9.5
Ⓑ	φ 6.4 － 12.7
Ⓒ	φ 9.5 － 15.9

凡例
- ----- 既存配管・機器を示す。
- ——— 新設機器を示す。

注記
※太実線　：工事対象とする。
※細破線　：工事対象外とする。
※配管　：工事対象とする。
※渡り配線　：冷媒配管共巻　既設流用　EM-EEF-2.0□-3C。
※リモコン線：計装図参照
※集中リモコン配線：計装図参照
※◆印：腰壁部をはつり補修とする。

特記事項及び凡例	…本工事対象機器を示す（機器表）

事業所名
株式会社　ＹＳアーキテクツ
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第1-6069号
一級建築士登録　第324523号　稗田　玲

独立行政法人国立青少年教育振興機構
施設管理課長 | 施設管理課 | 担当

工事名称
国立青少年教育振興機構
国立夜須高原青少年自然の家　機械設備改修工事

図面名称
[管理研修棟]
空調設備　平面図（改修後）

縮尺
A1:1/50･100
A3:1/100･200

図面番号
M-13

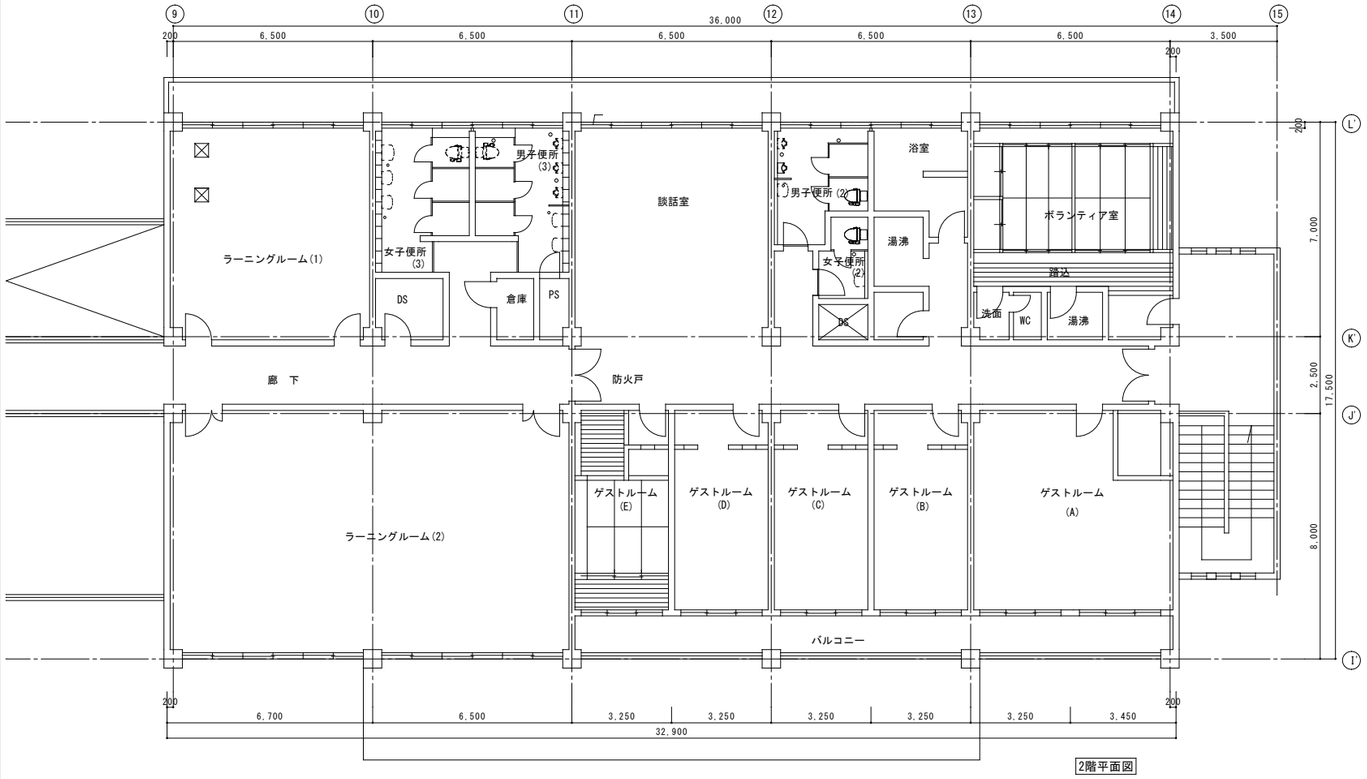

2階平面図

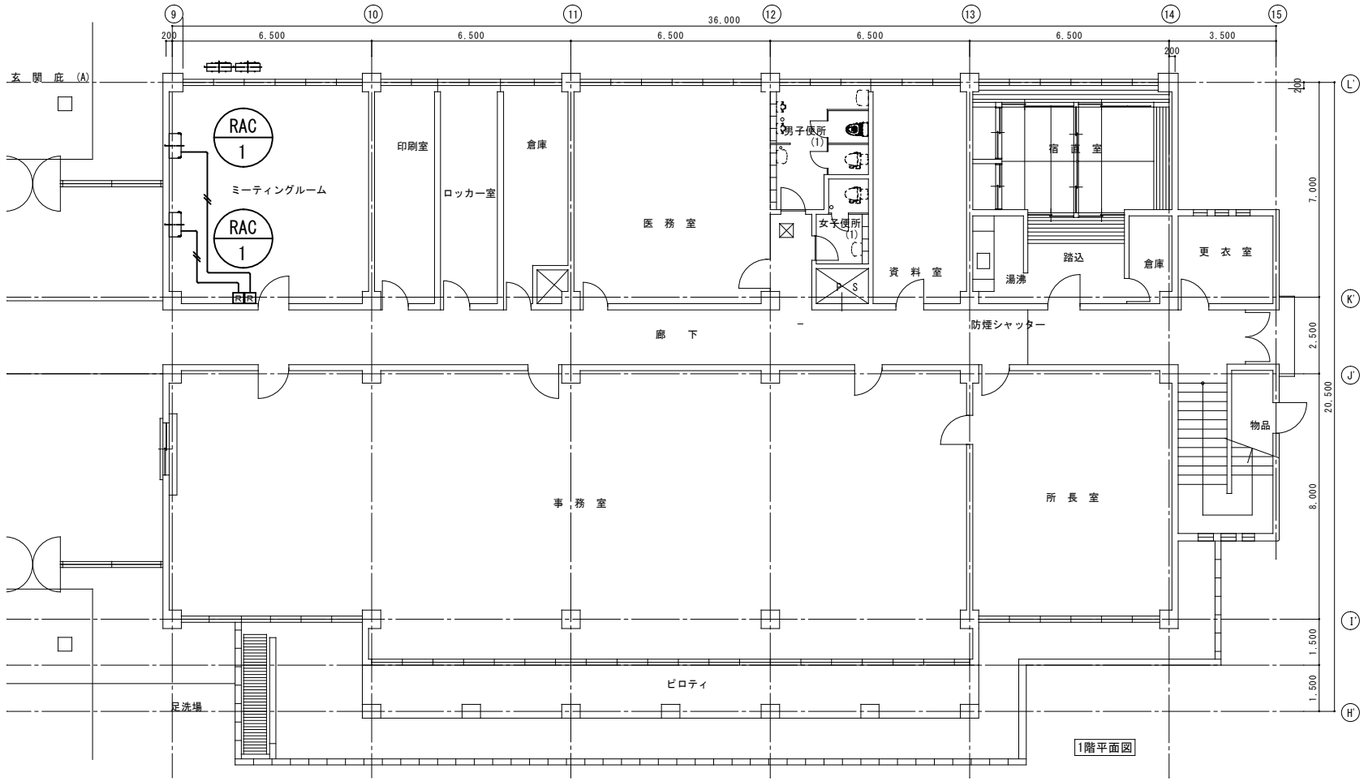

1階平面図

空調計装配線

═══	制御用配線：EM-CEE-S 1.25□-2C
集	集中リモコン
回	空調個別リモコン
PB	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ200×200×100SUS WP

※特記なき配管配線は下記の通りとする。
実線：新設機器配管配線　細破線：既設流用
集中管理制御用天井内配線：ころがし配線
集中管理制御用屋外配線　：配管内配線 G22
室内外機渡り配線　　：冷媒管共巻き
ＲＳ：既設個別ﾘﾓｺﾝ配線(天井内：ころがし、立下部：PF22)
※新設配線用配管は電気工事とする。

特記事項及び凡例	事業所名 株式会社　ＹＳアーキテクツ 一級建築士事務所　福岡県知事登録　第1-6069号 一級建築士登録　第324523号　稗田　玲	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 / 施設管理課 / 担当	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立夜須高原青少年自然の家　機械設備改修工事	
			図面名称	［管理研修棟］ 計装設備　平面図（改修後）	縮尺 A1:1/50･100 A3:1/100･200 / 図面番号 M-14

機　器　表

記号	名称	仕様	冷媒管サイズ 室外機	冷媒管サイズ 室内機	電気容量 φ	電気容量 V	電気容量 KW	台数	設置場所
ACP-1	ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機	型　式：壁掛形	9.5/15.9	9.5/15.9	1	200	2.49	4	1階：和室(1)
		冷房能力：7.1 kW							2階：和室(2)(3)
		暖房能力：8.0 kW							3階：和室(4)
		付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ、基礎ﾌﾞﾛｯｸ、転倒防止金具、その他付属品一式							
ACP-2	ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機	型　式：天吊形	9.5/15.9	9.5/15.9	3	200	2.72	8	1階：宿泊室(1)(2)
		冷房能力：10.0 kW							1階：宿泊室(3)(4)(5)(6)
		暖房能力：11.2 kW							3階：宿泊室(7)(8)
		付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ、基礎ﾌﾞﾛｯｸ、転倒防止金具、その他付属品一式							
ACP-3	ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機	型　式：天吊形	9.5/15.9	9.5/15.9	1	200	2.37	3	1階：リーダー室(1)
		冷房能力：7.1 kW							2階：リーダー室(2)
		暖房能力：8.0 kW							3階：リーダー室(3)
		付属品：ﾜｲﾔｰﾄﾞﾘﾓｺﾝ、基礎ﾌﾞﾛｯｸ、転倒防止金具、その他付属品一式							
	集中リモコン	管理研修棟：事務室へ設置（仕様は別図参照）							

1. 冷房能力及び暖房能力は、JIS B 8616による。
2. 冷房能力及び暖房能力は定格値とする。
3. 冷媒はオゾン層破壊係数 0 のものとする。
4. 屋内機、屋外機間の電気配線（アース共）は図示とする。
5. 配管流用機の冷媒配管口径は図面参照とする。
6. 新規設置機器の冷媒配管口径は製造者の標準とする。
7. 屋内機の基礎は（●標準基礎　○防振基礎）とする。
8. 屋外機の基礎は（●標準基礎　○防振基礎）とする。
9. JRA9002による屋外機の塩害対策は（○要（ ○耐塩害仕様　○耐重塩害仕様）●不要）とする。
10. グリーン購入法の特定調達品目の区分に該当する機種は、判断基準等を満たすものとする。
11. 空気調和機は全て管理研修棟事務室に設置の集中管理ﾘﾓｺﾝにより制御を行う。
12. 集中管理に必要な附属品は製造者の標準仕様とする。

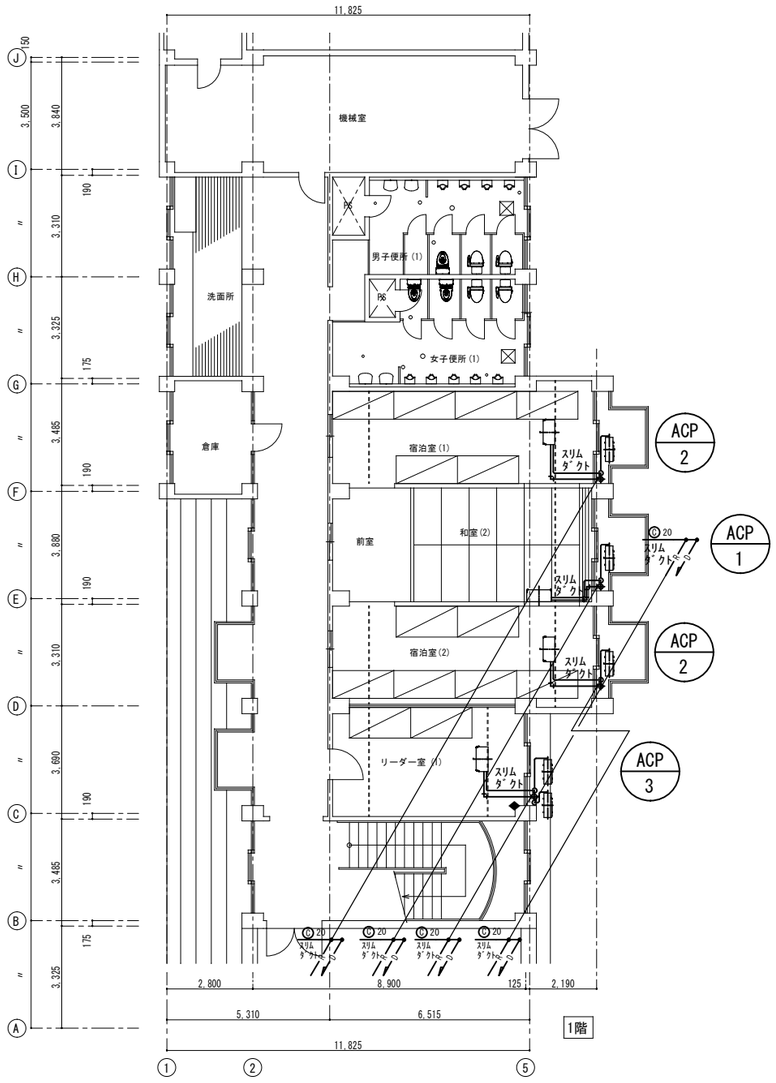

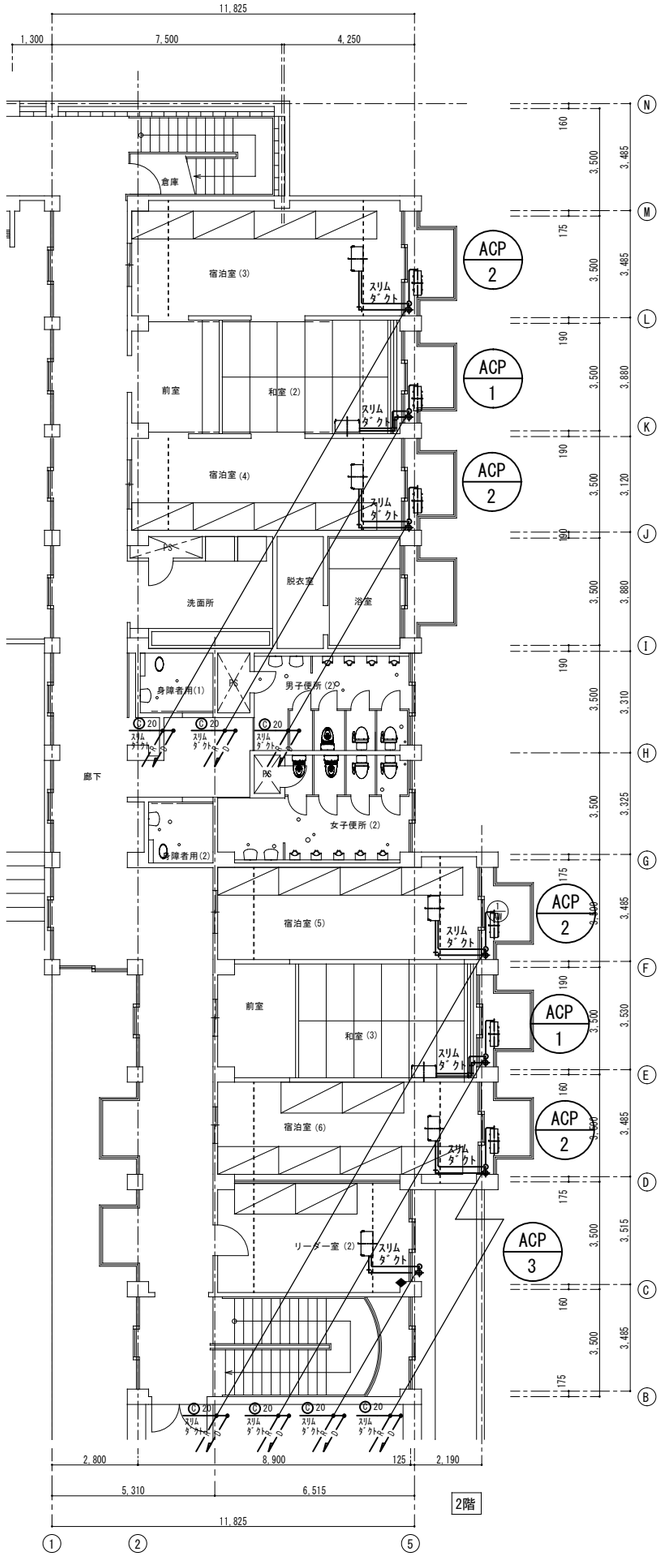

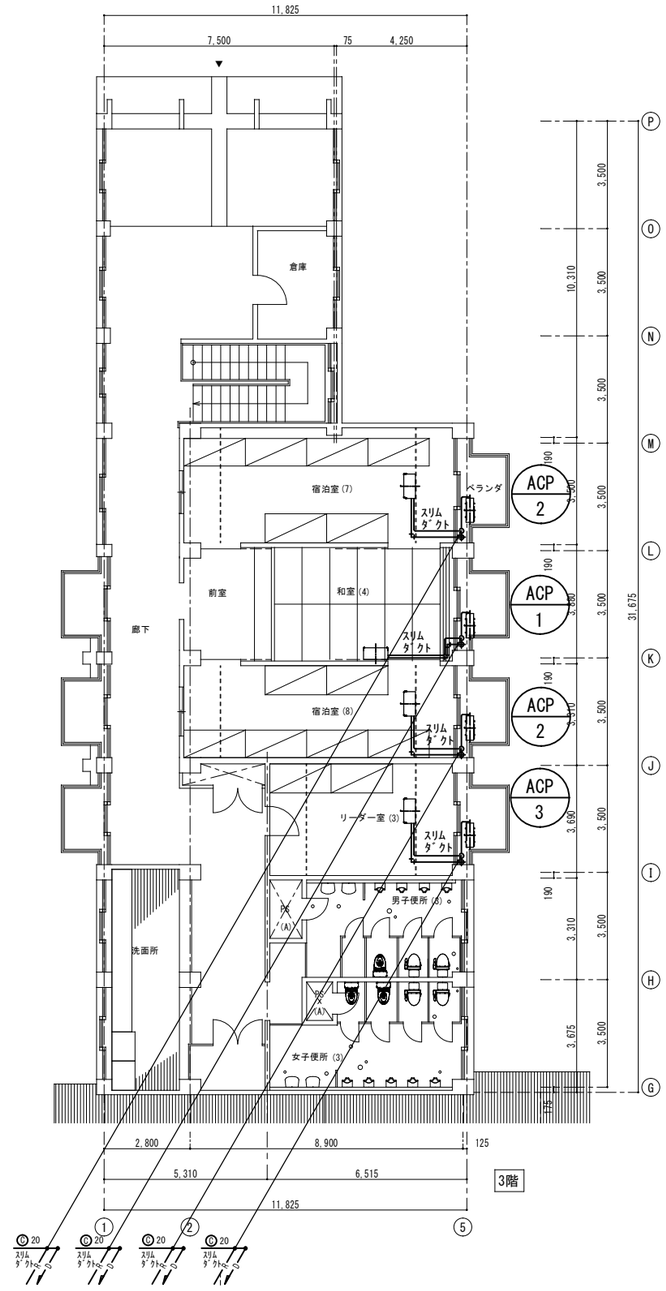

冷媒管仕様

Ⓐ	φ 6.4 － 9.5
Ⓑ	φ 6.4 － 12.7
Ⓒ	φ 9.5 － 15.9

凡例
- ----- 既存配管・機器を示す。
- ——— 新設機器を示す。

注記
- ※太実線　：工事対象とする。
- ※細破線　：工事対象外とする。
- ※配管　：工事対象とする。
- ※渡り配線　：冷媒配管共巻　既設流用　EM-EEF-2.0□-3C。
- ※リモコン線：計装図参照
- ※集中リモコン配線：計装図参照
- ※◆印：腰壁部をはつり補修とする。

特記事項及び凡例	事業所名	独立行政法人国立青少年教育振興機構	工事名称	
	株式会社　ＹＳアーキテクツ 一級建築士事務所　福岡県知事登録　第1-6069号 一級建築士登録　第324523号　稗田　玲	施設管理課長 / 施設管理課 / 担当	国立青少年教育振興機構 国立夜須高原青少年自然の家　機械設備改修工事	
			図面名称：［宿泊棟A］ 空調設備　平面図(改修後)	縮尺：A1:1/100　A3:1/200 図面番号：M-15

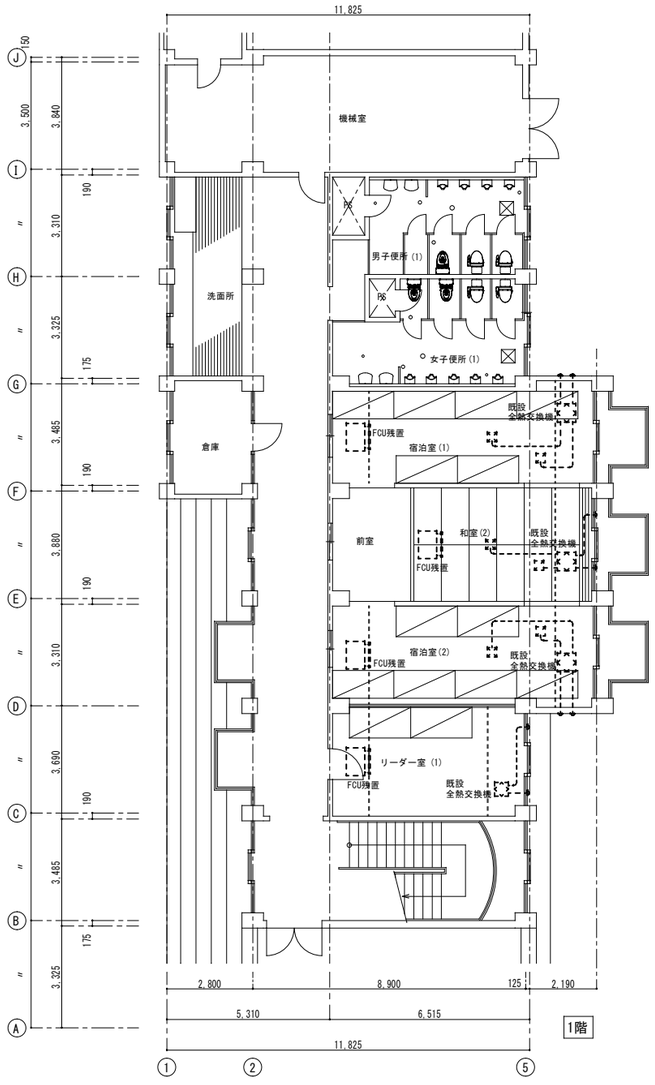

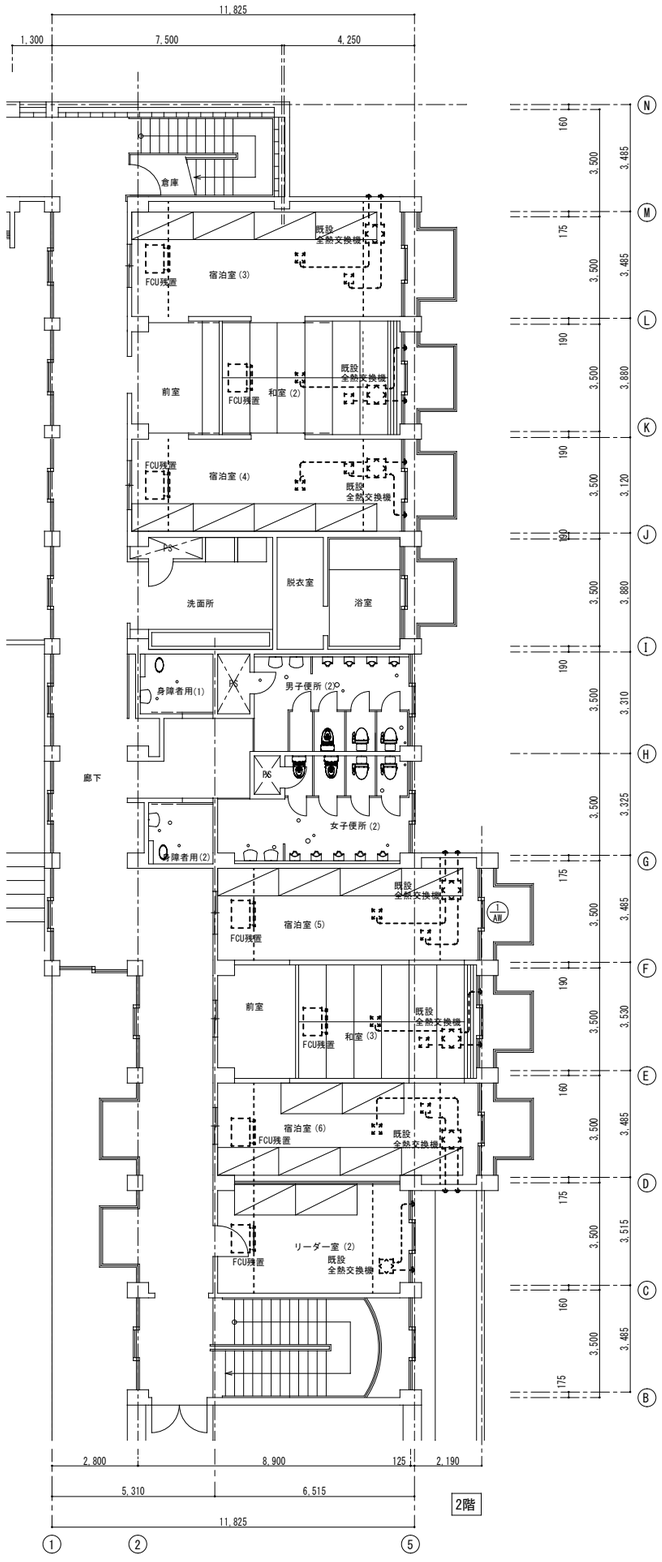

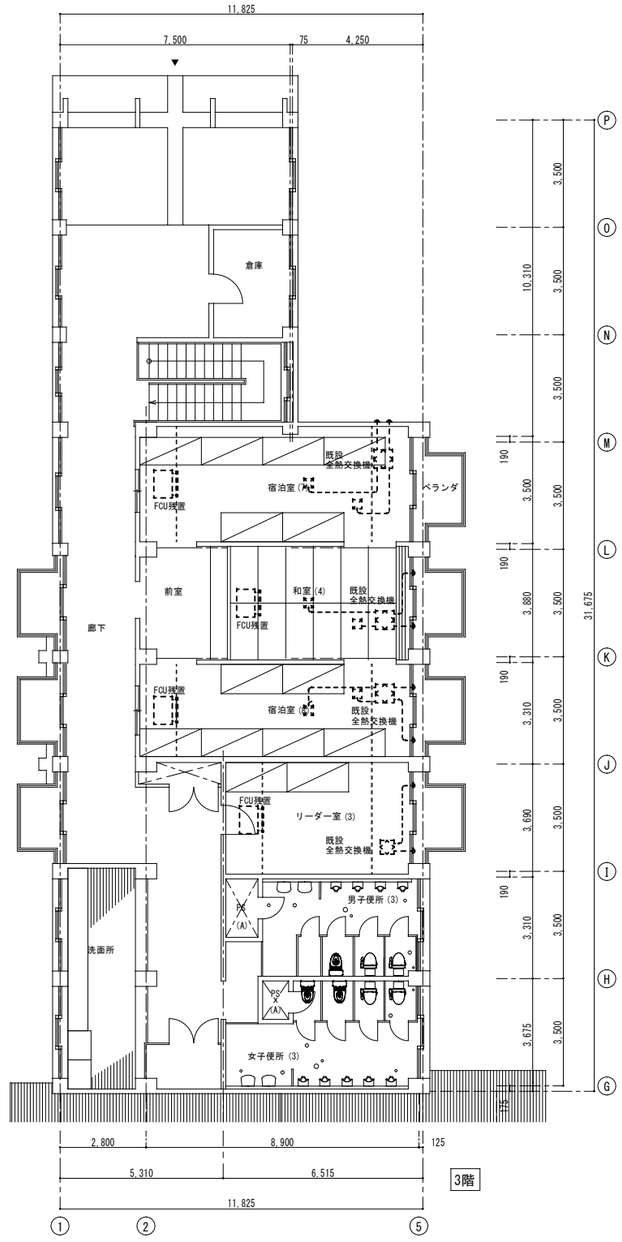

凡例
- 既存配管・機器を示す。
- 撤去機器を示す。

特記事項及び凡例	事業所名 株式会社　ＹＳアーキテクツ 一級建築士事務所　福岡県知事登録　第1-6069号 一級建築士登録　第324523号　稗田　玲	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 / 施設管理課 / 担当	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立夜須高原青少年自然の家　機械設備改修工事	
			図面名称	[宿泊棟A] 空調設備　平面図(改修前)	縮尺 A1:1/100 A3:1/200 / 図面番号 M-16

空調計装配線

━━	制御用配線：EM-CEE-S 1.25□-2C
⊠	集中リモコン
R	空調個別リモコン

※特記なき配管配線は下記の通りとする。
実線：新設機器配管配線　細破線：既設流用
集中管理制御用天井内配線：ころがし配線
集中管理制御用屋外配線　：配管内配線 G22
室内外機渡り配線　　：冷媒管共巻き
ＲＳ：既設個別ﾘﾓｺﾝ配線(天井内：ころがし､立下部：PF22)
※新設配線用配管は電気工事とする。

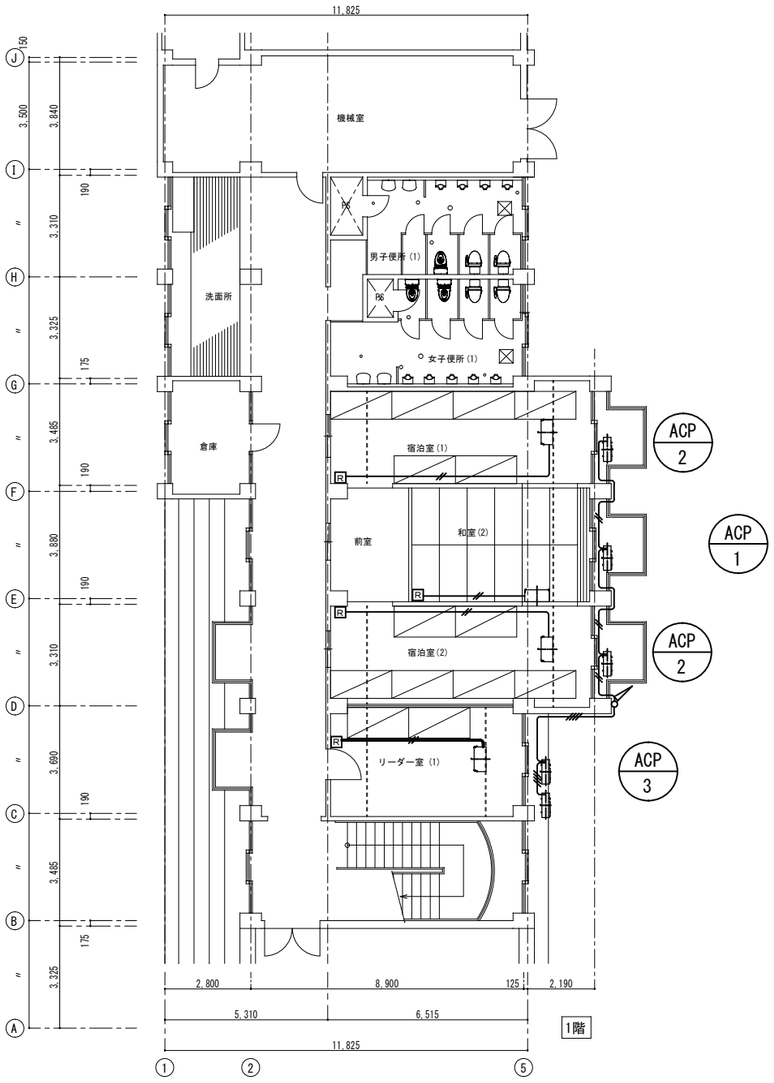

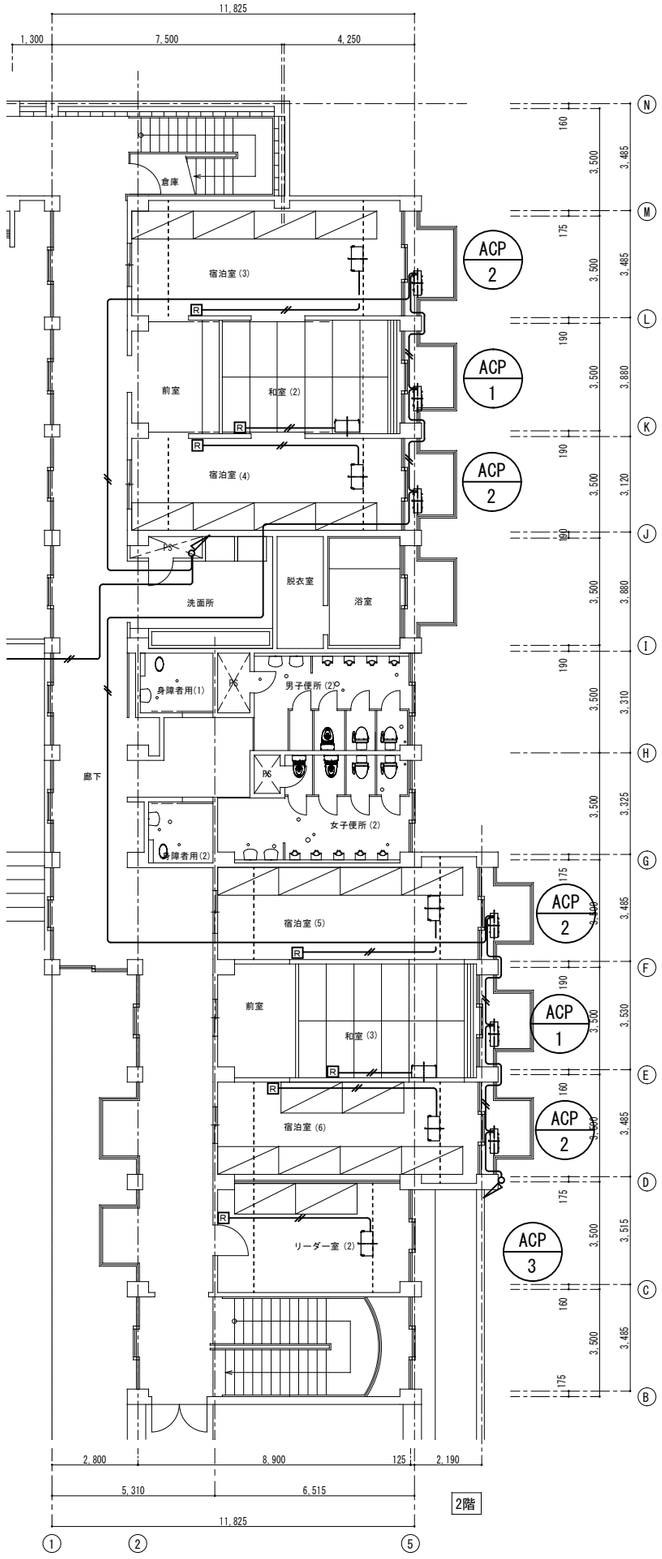

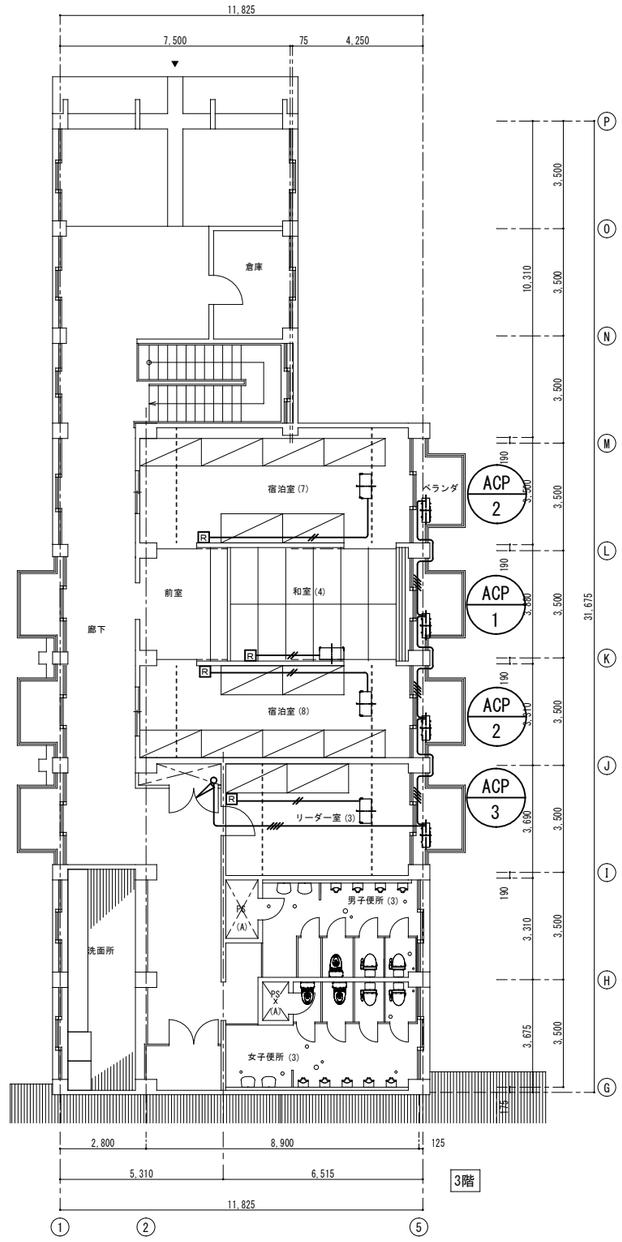

特記事項及び凡例	事業所名 株式会社　ＹＳアーキテクツ 一級建築士事務所　福岡県知事登録　第1-6069号 一級建築士登録　第324523号　稗田　玲	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 / 施設管理課 / 担当	工事名称	国立青少年教育振興機構 国立夜須高原青少年自然の家　機械設備改修工事	
			図面名称	[宿泊棟A] 計装設備　平面図(改修後)	縮尺 A1:1/100 A3:1/200 / 図面番号 M-17

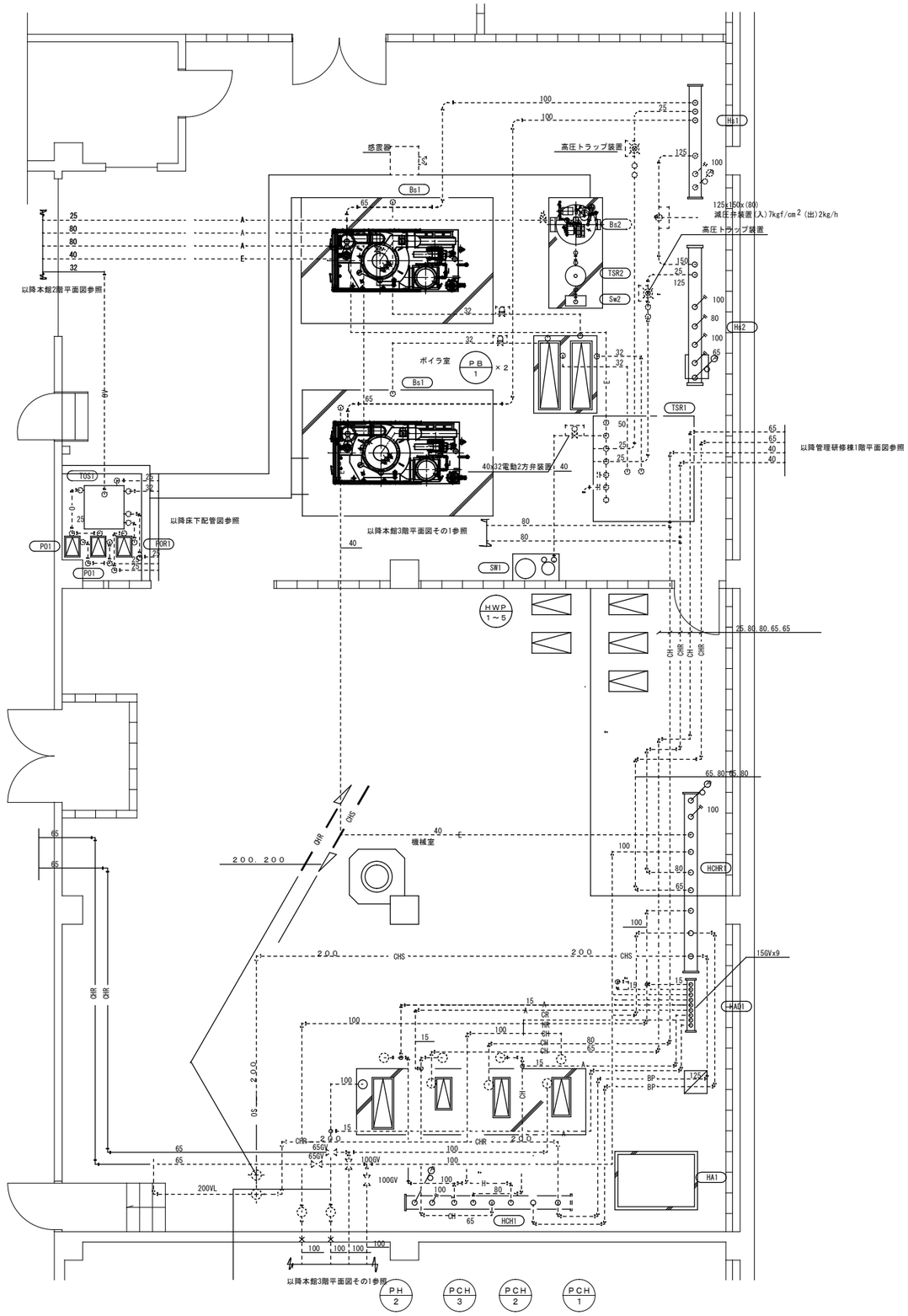

ボイラ室　機械室　配管詳細図（改修後）　1/50

記　号	機器名称	仕　　様	台数	設置場所	備　考
Ｂｓ１	小型貫流ボイラー	換算出力：2,000kg/h　最高使用圧力：0.98Mpa	2	管理棟ﾎﾞｲﾗ室	新設
		燃料：A重油　燃料消費量：126.7L/h			
		ｵｲﾙﾊﾞｰﾅｰ　電気式四位置制御（100-65-25-OFF）			
		マイコン制御仕様　感震器付 電気容量：3φ200V-8.2KW			
		エコノマイザー・給水流量計・油流量計付			
	自動軟水装置	樹脂量：５４Ｌ	1		
	薬注装置	３０Ｌタンク付	2		
Ｂｓ２	貫流蒸気ﾎﾞｲﾗ	換算出力：200kg/h　最高使用圧力：0.98Mpa	1	管理棟ﾎﾞｲﾗ室	新設
		燃料：A重油　燃料消費量：14L/h			
		ｶﾞﾝﾀｲﾌﾟｵｲﾙﾊﾞｰﾅｰ　ON-OFF制御　電気着火式			
		マイコン制御仕様　電気容量：3φ200V-0.7KW			
	自動軟水装置	樹脂量：１２Ｌ	1		
	薬注装置	３０Ｌタンク付	1		

特記事項
及び
凡　例

事業所名
株式会社　ＹＳアーキテクツ
一級建築士事務所　福岡県知事登録　第1-6069号
一級建築士登録　第324523号　稗田　玲

独立行政法人国立青少年教育振興機構		
施設管理課長	施設管理課	担　当

工事名称　国立青少年教育振興機構
国立夜須高原青少年自然の家　機械設備改修工事

図面名称　[本館]
給湯設備　ボイラー室平面図

縮尺　A1:1/50　A3:1/100

図面番号　M-43

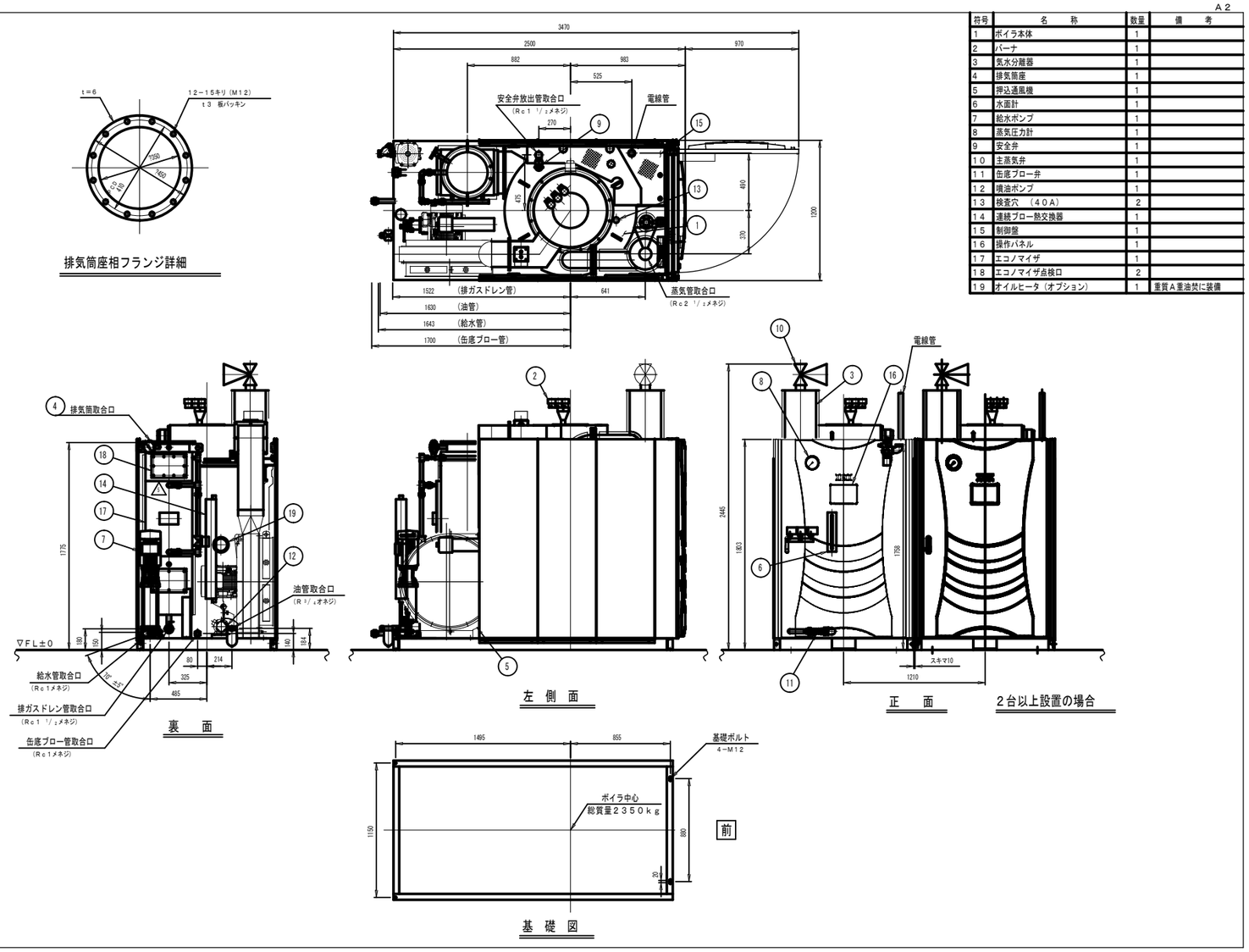

A2

符号	名　　称	数量	備　　考
1	ボイラ本体	1	
2	バーナ	1	
3	気水分離器	1	
4	排気筒座	1	
5	押込通風機	1	
6	水面計	1	
7	給水ポンプ	1	
8	蒸気圧力計	1	
9	安全弁	1	
10	主蒸気弁	1	
11	缶底ブロー弁	1	
12	噴油ポンプ	1	
13	検査穴　（40A）	2	
14	連続ブロー熱交換器	1	
15	制御盤	1	
16	操作パネル	1	
17	エコノマイザ	1	
18	エコノマイザ点検口	2	
19	オイルヒータ（オプション）	1	重質A重油焚に装備

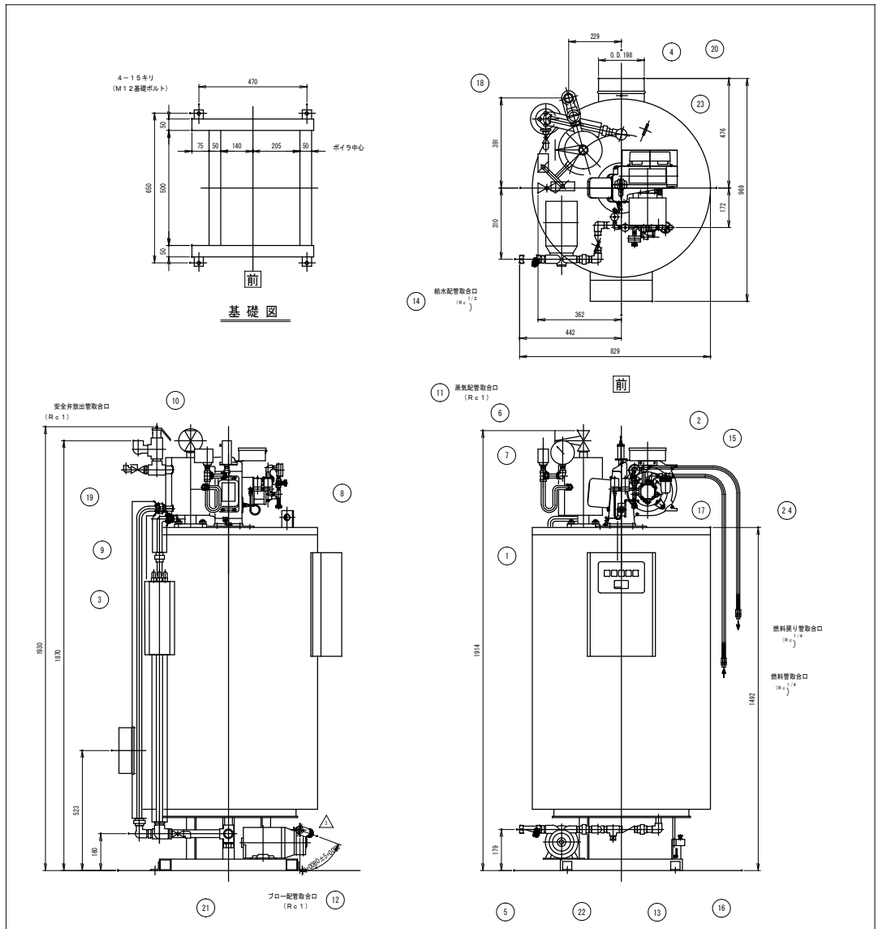

A2

MARK	PARTICULARS	MATERIAL	NO. REQUIRED WORKING	SPARE	TOTAL	MASS (kg) PER ONE	TOTAL	REMARKS
1	ボイラ本体				1			
2	オイルバーナ				1			
3	水位管柱				1			
4	排気筒接続座				1			O.D.198
5	給水ポンプ				1			
6	蒸気圧力計				1			
7	蒸気圧力スイッチ				1			
8	制御盤				1			
9	電極棒				3			
10	安全弁				1			25A
11	主蒸気弁				1			25A
12	ブロー弁				1			25A
13	給水逆止弁				2			15A
14	給水ストレーナ				1			15A
15	オイルストレーナ				1			8A
16	オーバーヒートブレーカー				1			
17	噴油ポンプ				1			
18	極水弁				1			8A
19	空気抜弁				1			8A
20	上部検査穴				1			40A
21	下部検査穴				1			25A
22	台　盤				1			
23	送風機サイレンサー				1			
24	1inフレキシブルチューブ（Rc 1/4）				2			※品支給品

特記事項及び凡例	事業所名	独立行政法人国立青少年教育振興機構			工事名称		
	株式会社　ＹＳアーキテクツ 一級建築士事務所　福岡県知事登録　第1-6069号 一級建築士登録　第324523号　稗田　玲	施設管理課長	施設管理課	担　当	国立青少年教育振興機構 国立夜須高原青少年自然の家　機械設備改修工事		
					図面名称 ［本館］ 給湯設備　ボイラー室機器詳細図	縮尺 A1:1/50 A3:1/100	図面番号 M-44

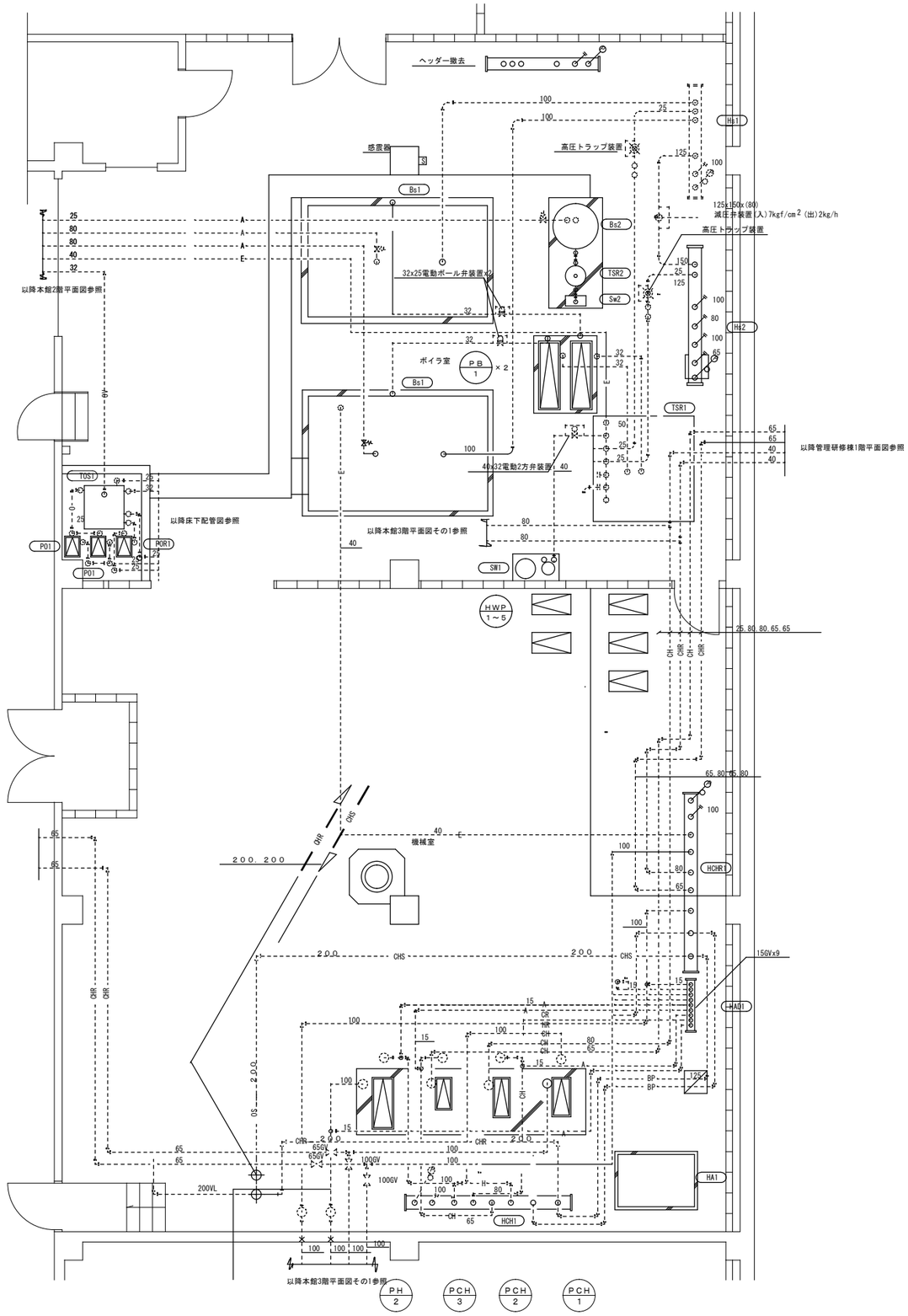

ボイラ室　機械室　配管詳細図（改修後）　1/50

記　号	機器名称	仕　　様	台数	設置場所	備　考
Ｂｓ１	炉筒煙管蒸気ﾎﾞｲﾗ	換算出力：1800kg/h　最高使用圧力：10kgf/cm2	２	管理棟ﾎﾞｲﾗ室	撤去
		燃料：A重油　燃料消費量：129L/h			
		オイルバーナー　比例制御			
		点火燃料　LPG、ｲﾝｼﾞｹｰﾀｰ付　消費量1.0m3/h			
		給水ﾎﾟﾝﾌﾟ:40φx41.7L/min x 100mAq(高温80℃用)			
		電気容量：3φ200V-10KW(ﾎﾞｲﾗｰ付属)			
Ｂｓ２	貫流蒸気ﾎﾞｲﾗ	換算出力：100kg/h　最高使用圧力：6kgf/cm2	１	管理棟ﾎﾞｲﾗ室	撤去
		燃料：A重油　燃料消費量：7L/h			
		ｶﾞﾝﾀｲﾌﾟｵｲﾙﾊﾞｰﾅｰ　ON-OFF制御　電気着火式			
		ﾎﾞｲﾗｰ給水ﾎﾟﾝﾌﾟ　15φ x 4.0L/min			
		電気容量：3φ200V-2.0KW			
Ｒ－１	空冷ヒートポンプ	形式：高効率型	１	管理棟1F	撤去
	チラー	冷房能力：１０６０ＫＷ			
		暖房能力：１０００ＫＷ			
		圧縮機　７．５ＫＷ×３０			
		送風機　０．６ＫＷ×３０			
		冷温水量：１１７Ｌ～３２２０／ｍｉｎ			
		ポンプ　１．５ＫＷ×１０			
		容量制御：０－３３－６７－１００			
		チャンネルベース　３００×２００×８×１２			
		＊：運転信号は既設制御盤に接続			

特記事項及び凡例		事業所名 株式会社　ＹＳアーキテクツ 一級建築士事務所　福岡県知事登録　第1-6069号 一級建築士登録　第324523号　稗田　玲	独立行政法人国立青少年教育振興機構 施設管理課長 / 施設管理課 / 担　当	工事名称 国立青少年教育振興機構 国立夜須高原青少年自然の家　機械設備改修工事	
				図面名称 ［本館］ 給湯設備　撤去　ボイラー室平面図	縮尺 A1:1/50 A3:1/100 / 図面番号 M-45